

京都市虚弱高齢者等入浴支援モデル事業の実施等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市虚弱高齢者等入浴支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）の実施及び助成金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(モデル事業の目的)

第2条 モデル事業は、公衆浴場法の確保のための特別措置に関する法律第2条に規定する公衆浴場（以下「公衆浴場」という。）の廃業等に伴い、他の公衆浴場の利用等による入浴機会の確保に支障があると認められる虚弱高齢者等に対し、老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の設備を利用した入浴機会の提供を試行的に実施することにより、当該地域における高齢者福祉の増進を図るとともに、その事業効果の検証等を行うことを目的とする。

(実施施設)

第3条 モデル事業は、次に掲げる施設において実施する。

名 称	ヴィラ稲荷山デイサービスセンター
住 所	京都市伏見区深草正覚町23番地
事 業 者	社会福祉法人青谷福祉会

(登録)

第4条 モデル事業の利用は登録制とし、登録者数の上限は概ね10人とする。

2 モデル事業の登録者は、公衆浴場「寿湯（京都市東山区本町二十丁目）」の廃業に伴い、他の公衆浴場の利用等による入浴機会の確保に支障があると認められる者であって、次の各号に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 「地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）」に規定する特定高齢者又はこれに準じる身体状況にあると認められる65歳以上の者
- (2) 介護保険法第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者でない者
- (3) 自力又は家族等の援助により実施施設に通所することができ、且つ自力で入浴することができる者

3 事業者は、前項の規定に関わらず、特定高齢者に準じる身体状況にあると認められる65歳未満の者であって、前項各号列記以外、前項第2号及び第3号に掲げるすべての要件に該当する者等、やむを得ない事情があると認められる者については、登録者数の上限の範囲内において、登録者とすることができる。

(登録の抹消)

第5条 事業者は、次のいずれかに該当するときは、登録者の利用登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者又は登録者の親族等から登録抹消の申出を事業者が受けた場合。
- (2) 登録者が失そうの宣告を受けたことを事業者が知ったとき。
- (3) 登録者が死亡したことを事業者が知ったとき。
- (4) 登録者が前条の登録の要件に該当しないことを事業者が知ったとき。

(実施方法)

第6条 モデル事業の入浴料金は、次のとおりとする。

区分	入浴料金
第4条第2項の規定による登録者	390円
第4条第3項の規定による登録者	390円から1,500円の範囲で事業者が任意に定める額

2 モデル事業の実施は、男女別に概ね週1回以上とし、実施施設の通常の営業時間の終了後引き続き実施するものとする。

3 事業者は、モデル事業を実施する時間帯を通じて、モデル事業に専ら従事する職員を1名以上配置するとともに、緊急時に対応できる職員体制を確保するものとする。

4 事業者は、入浴設備の衛生管理に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）」及び「京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例」の定めるところに準じて取り扱うものとする。

5 事業者は、モデル事業の実施に関する具体的な細目を定め、あらかじめ市長の承認を得た上で、この要綱及び関係法令等を遵守して、モデル事業を実施しなければならない。

(交付の対象)

第7条 助成金の交付の対象とする経費は、第4条第2項の規定による登録者に対する事業の実施に必要な経費の一部とする。

(助成金の算定方法)

第8条 交付する助成金の算定方法は、第4条第2項の規定による登録者一人1回の利用につき1,100円を乗じて得た額とし、一会計年度において登録者一人につき、52回分を上限として、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、会計年度の初日の翌日から起算して7日以降に登録者となった者については、登録の日から当該会計年度の末日までの日数を7で除して得た数(小数点以下切捨て)を上限回数とするものとする。

(交付の申請)

第9条 事業者は、条例第9条の規定による申請として、各会計年度の3月31日までに、モデル事業助成金申請書兼実績報告書(第1号様式。以下「申請書」という。)に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) モデル事業の実施に関する具体的な細則を定めた書類
- (2) 登録者の入浴日及び回数に関する書類

(交付の決定等)

第10条 市長は、申請書が到着してから30日以内に、条例第10条各項の決定をし、その旨を文書により、事業者に通知する。

2 助成金の交付は、事業実施会計年度の翌会計年度の5月に行うものとする。

(報告、検査及び指示)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、モデル事業の実施内容や助成金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがある。

(書類の整備)

第12条 事業者は、モデル事業に関する経理と他の事業に関する経理とを明確に区分するとともに、モデル事業の実施状況を適正に記録した書類を整備し、常時本市職員の閲覧に応じられるようにしておかななければならない。

(補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所轄部長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の京都市虚弱高齢者等入浴支援モデル事業の実施等に関する要綱(以下「旧京都市虚弱高齢者等入浴支援モデル事業の実施等に関する要綱」という。)に基づき、平成22年3月31日までに交付決定を行なった助成金については、旧京都市虚弱高齢者等入浴支援モデル事業の実施等に関する要綱の規定は、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(第1号様式)

京都市虚弱高齢者等入浴支援モデル事業助成金申請書兼実績報告書

(あて先) 京都市長	年 月 日
法人の主たる事務所の所在地	法人の名称及び代表者名
	電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定に基づき、助成金の交付を申請します。

施設名					
交付申請金額	円				
実績報告	年間登録実人員 (名)				
	年間事業実施回数 (回。左記のうち男 回, 女 回)				
要綱第4条第2項の規定による登録者	登録者氏名 (性別)	登録年月日 (廃止年月日)	助成上限回数(a)	延入浴回数(b)	助成所要額 (a又はbの少ない方の数×@1,100)
	()		回	回	円
	()		回	回	円
	()		回	回	円
	()		回	回	円
	()		回	回	円
	()		回	回	円
	()		回	回	円
	()		回	回	円
	()		回	回	円
計					円
要綱第4条第3項の規定による登録者	登録者氏名 (性別)	登録年月日 (廃止年月日)	延入浴回数	主な登録の理由	
	()		回		
	()		回		
	()		回		
	()		回		
	()		回		
	()		回		
	()		回		
	()		回		
添付書類	1 モデル事業の実施に関する具体的な細目を定めた書類				
	2 登録者の入浴日及び回数に関する書類				